在留邦人の皆様

在クライストチャーチ出張駐在官事務所・新事務所開設のお知らせ

２０１１年２月２２日のクライストチャーチ地震発生後、当事務所は、ハートランド・ホテル・コッツウォルド ８１０号室の臨時事務所にて業務を行っておりましたが、**２０１２年１月１６日（月）**より、以下の場所に新事務所を開設し，業務を行なう運びとなりましたのでご案内致します。

在クライストチャーチ出張駐在官事務所・新事務所の所在地及び連絡先
所在地：
Consular Office of Japan
12 Peterborough Street, Christchurch
「The George Christchurch」（ジョージホテル）の隣
（郵便宛先：PO Box 13-748 Christchurch 8141）

電話：03-366-5680
ＦＡＸ：03-365-3173
e-mail：cojchc@jpncon.org.nz

領事事務受付時間：
月曜日～金曜日　09:30～12:00, 14:00～16:00
（予め指定された休館日を除きます）

新事務所が取り扱う領事業務の内容は次のとおりです。
１　在留証明書、署名証明書、警察証明書、身分事項証明書等の申請・発給
２　出生、婚姻、離婚等の戸籍・国籍関係の届出
３　旅券の発給申請・交付（新規発給、切替、訂正等）
４　在外選挙人登録・変更の受付
５　帰国のための渡航書の申請・発給
（その他の業務については、ご来館の前にお問い合わせください）